「医薬品等監視・評価委員会議」に関する要請書

薬害肝炎訴訟全国原告団 代表 山 口 美智子 薬害肝炎訴訟全国弁護団 代表 鈴 木 利 廣

【要請の趣旨】

大臣官房に暫定的に設置予定の「医薬品等監視・評価委員会議」(以下、「暫定的組織」という)については、計画を凍結されたい。

【要請の理由】

大臣におかれましては、10月13日の原告団・弁護団との面談の際、また、10月19日の 医薬品等制度改正部会にご出席の際に、歴代の大臣と同じく、薬害肝炎検証委員会の最終提言を 真摯に受け止めて実現をはかる旨のご発言をされており、私たちも心強く思っている次第です。

ところが、厚生労働省事務方は、最終提言の中でも最も薬害被害者が期待している医薬品 行政を監視・評価する第三者組織の設立について、10月19日の医薬品等制度改正検討部 会において、既存の厚生科学審議会に部会を新設することで対応するという「方向性」案を 提示しました。

しかし、この「方向性」案は、最終提言が求める、医薬品行政監視評価を行う第三者組織の具体的なあり方、すなわち、「独立性を担保された新たな八条委員会としての設置」と相容れず、あらゆる圧力から自由な「第三者監視組織」を設置して今度こそ薬害根絶をはかろうとする最終提言の趣旨を没却するものです。事務方は閣議決定の存在を理由に、本件のような場合でも八条委員会の新設はできないと断定しますが、できるできないを事務方が決めるべきではなく、閣議決定の扱いは、大臣を始めとする政治主導で判断されるべきものです。薬害肝炎原告団・弁護団は、この「方向性」案には徹底して反対し、あくまで最終提言に従った第三者組織の実現を求めます。

ところで、厚生労働省が設立準備中の「暫定的組織」ですが、上記「方向性」案を前提と するのであれば、もはやその設立根拠は失われており、計画は凍結されるべきです。

そもそも薬害肝炎原告団・弁護団が平成22年度大臣協議において、「第三者組織に関する制度設計を行いたいので、法によらない組織を法制定前に先行的に設置して試行したい」という長妻元大臣の要望を了承したのは、あくまで、最終提言を実現するという大臣の言葉を信じ、暫定的組織の後に最終提言に従った正規の第三者組織が法整備を経て発足することを前提としたものです。しかし今般、厚生労働省が暫定的組織の後に予定する第三者組織とは、上記「方向性」案のとおり、最終提言と相容れない別物(審議会の部会)であることが明白となりました。このような前提を持つ暫定的組織を私たちが支持する理由はありません。平成22年度の大臣協議では、法制定前の暫定的組織の開始は原告団・弁護団の了解のもとに行う旨、大臣が約束されています。よって、私たちは同設立計画の凍結を求めます。